

## 入札・契約制度の改正について（概要）

平成22年度より、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

### 予定価格事後公表の完全実施

これまで一部の工事について試行実施していた予定価格の事後公表を、全ての工事に適用します。

適用年月日 平成22年4月1日以後に告示を行う工事から適用します。

### 最低制限価格制度の改正

参照

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/kyotsu/09saiteiseigen.pdf>

最低制限価格の率について、これまで「建築工種」・「土木工種」・「管工種」及び「下水道工種」に適用していた「小数点第2位」まで（小数点第3位以下切捨て）とする取扱いを、全工種・全業種に適用します。

上限（工事：90%、業務：85%）～下限（工事、業務共に70%）の範囲内で決定

		（現行）	（変更後）
最低制限価格の率	87.5271%	87%	87.52%

適用年月日 平成22年4月1日以後に告示を行う工事等から適用します。

お問合せ先

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話 211-2442